

第2回

知財担当者が知っておきたい企業法務 企業担当者が知っておきたい知財法務

倒産法と知的財産法

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

倒産によっても直ちに一切の事業活動は停止されないことから、倒産局面においても、知的財産権の利用が継続する場合がある。反対に、保有している知的財産権を他社において利用されている状況も、権利者の倒産によって直ちに終了する場合、利用者に影響を生じることになる上、権利者側においても、利用の対価の収入が打ち切られてしまう。その結果、ライセンス契約の倒産法上の処遇が問題とされることがある。

○ 法務担当者の疑問

当社A社は、民事再生が開始したB社に対してライセンスを続けているところ、B社が破産し、今後はライセンス料の支払いをできないと言ってきました。B社一般的な債権であれば、債権回収の業務等でなんとなく概要を把握しているのですが、知的財産のライセンスが関係している場合、何か注意が必要な点はあるのでしょうか。特に、B社とは従前、未払いのライセンス料や、ライセンスの条件を巡って紛争も生じていたところであり、慎重に対応をしたいです。

他方、ライセンスのような友好的な場合に限らず、係争中又は係争を開始した時点における相手方が倒産をしているという場面も想定される。このような場合、知的財産権の侵害訴訟における損害の概念との関係で、倒産しているという事情から何らかの主張ができないかということが疑問となることも想定される。

○ 知財担当者の疑問

当社A社はB社から特許権侵害に関する主張をされていますが、先般、B社は倒産してしまっただけです。B社に対する当社の損害賠償義務はどのように考えればよいのでしょうか。そもそも倒産しているだけの会社の特許権を侵害しているとして、事業の活動が停止しているのであれば、実際には損害は発生していないと思われるので、特許法の趣旨を踏まえると損害賠償請求をそもそも受けることが妥当なのか疑問があります。

以下では、近時の知的財産訴訟に関する裁判例において、倒産法に関する言及が見られた事案を中心に検討し、倒産法と知的財産法の交錯する局面を、知的財産権ごとに概観し、以上の疑問に対してコメントを試みたい。

第2. 交錯の背景と問題の状況

1. 倒産局面における知的財産

一般的に倒産法という場合、破産、会社清算、民事再生、会社更生を中心とする手続に関する法令を類型的に概括したものが想定されている。保有する資産を全て換価・売却し、債務を可能な範囲で返済させて会社を消滅させる清算型の手続と、会社の事業を継続させ、債務への長期的な返済を行う再建型の手続に講学上、区分されている¹。

知的財産権も、究極的には会社の保有する資産の一区分に過ぎないから、特に清算型の手続における知的財産権の処遇は、当然に問題となり得る。例えば、大阪高判令和6年12月20日（令和5年（ネ）第2014号）では、商標権に関する移転について、否認権の行使を懸念したということが主張レベルでは指摘されているように、倒産局面における知的財産権の移転についても、取引について否認権（破産法160条以下、民事再生法127条以下、会社更生法86条以下）が行使されるリスクは存在する。また、会社の締結している契約であるライセンス契約も、倒産手続において、手続上の処理の対象とされる。

要するに、会社の保有する資産や使用の許諾を受けている資産のいずれかになり得る知的財産権については、それ自体や、関連するライセンス契約が、保有資産全般を対象とする倒産処理において問題となることになる。そこで、通常の資産と異なる特徴を有する知的財産権が、どのような点で共通する処理、又は異なる処理がされるのかが問題となる。

具体的な特殊性として、知的財産権の換価や売却が困難であるという問題が存在する。知的財産について、その客観的な価値を計測することは容易ではない。さらに、不動産や有価証券のように、その流通についての大規模かつ流動性を有する市場が存在しない。かかる背景から、容易に換価・売却をすることができないという特徴が知的財産権には存在する。場合によっては破産財団に組み込まず、放棄するという対応が提案される例も見られてきた²。

加えて、不動産や有価証券については、実施している事業とは独立にその財産的価値を維持することができるため、事業の状況が悪化した場合についても、会社の保有する財産を一定水準に維持することに資する。しかし、知的財産権は事業と密接な関係性をその価値の点で有するため、事業に対するリスクヘッジをなさないこともあり得る。事業の状況が悪化している場合に、事業のコアとなる知的財産権については有用性に疑問符が付き、商標権も信用が毀損された状態であると考えられるためである³。

さらに、商標に高い信用のあるブランドであれば、承継されるような場面も存在し得る。具体的には、大阪地判令和4年12月5日（令和2年（ワ）第4272号、令和3年（ワ）第5999号）では、外

1 山本和彦＝中西正＝笠井正俊＝沖野眞巳＝水元宏典『倒産法概説 第2版補訂版』20頁〔水元〕（弘文堂、2015年）。

2 全国倒産処理弁護士ネットワーク編（木内道祥監修）『破産実務Q&A220問』212頁〔横山〕（金融財政事情研究会、2019年）。

3 佐々木英人「倒産とライセンス契約」（片山英二先生古稀記念論文集『ビジネスローの新しい流れ』697頁以下）697-698頁（青林書院、2020年）。